

定 款

(2025 年 6 月 25 日 改 定)

ヨシコン株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当会社は、ヨシコン株式会社と称し、英文ではY o s h i c o n C o . , L t d . と表示する。

第 2 条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （１）コンクリート製品の製造販売
- （２）生コンクリートの製造販売
- （３）生コンクリートの圧送業
- （４）土木建築資材の販売
- （５）石材及び石材製品の加工、販売
- （６）家庭用、業務用電気製品その他機械器具類及び什器の販売
- （７）医療器具類、医薬品、医薬部外品、化粧品ならびに服飾アクセサリーの販売
- （８）土木工事の請負、設計、施工監督
- （９）建築工事の請負、設計、施工監督
- （10）造園及び緑化事業の請負、設計、施工監督
- （11）園芸用樹木、草木類及び園芸用材料の生産及び販売
- （12）不動産の売買、仲介、賃貸借、管理ならびに調査
- （13）土木設計コンサルティング業務
- （14）建築設計コンサルティング業務
- （15）コンクリート製品研究開発の受託業務
- （16）特許権、実用新案権、意匠権の販売
- （17）電子計算機に関する情報処理業及びソフトウェアの開発
- （18）医療施設の経営
- （19）貸金業
- （20）健康トレーニング施設の経営及び施設利用に関する研究管理
- （21）生命保険の募集に関する業務
- （22）損害保険代理業
- （23）信託受益権販売業
- （24）投資顧問業
- （25）警備業
- （26）温浴施設の経営
- （27）一般貨物自動車運送事業
- （28）売電事業並びに電気・ガスの供給及び販売に関する事業

- (29) 発電設備の売買、設計、施工、保守、管理業務
- (30) 倉庫業
- (31) 簡易水道事業
- (32) 碎石、砂利及び砂の採取・生産・販売
- (33) 解体工事業
- (34) 造園工事業
- (35) 電気工事業
- (36) 上記に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を静岡県静岡市葵区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、14,540,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社は、100株をもって単元株式数とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （１）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （２）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役社長が招集し、その議長に任ずる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第16条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名に限る。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

第21条（取締役会）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役社長が招集し、その議長に任ずる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

第22条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって前条の役付取締役の中から代表取締役を若干名選定する。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第28条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第29条（監査役の選任の方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、選任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（監査役会の招集）

監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役会の決議方法）

監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

第36条（監査役の責任免除）

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第37条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第38条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第39条（会計監査人の責任免除）

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当の基準日）

期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（配当金等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。